

毎週月、水、金曜日発行

富 山 県 報

平成27年 5 月 29 日

金 曜 日

第 3914 号

目 次

規 則

- 富山県建築基準法施行規則の一部を改正する規則 1

告 示

- 指定希少野生動植物の指定 2
- 鳥獣の保護に支障がないと認められる行為の指定についての一部改正 3
- 土地改良区の定款変更の認可についての廃止
- 道路の区域変更 4

公 告

- 公共測量の終了
- 基本測量の実施 5
- 一の敷地とみなすこと等による制限の緩和の認定
- 土地改良区の役員の退任 6
- 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出
- 公文書の開示の実施状況 7
- 保有個人情報の開示、訂正、利用停止等の実施状況 9

~~~~~

## 規 則

~~~~~

富山県建築基準法施行規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成27年 5 月 29 日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県規則第44号

富山県建築基準法施行規則の一部を改正する規則

富山県建築基準法施行規則（昭和53年富山県規則第47号）の一部を次のように改正する。

第27条第1項中「第7条の6第1項第1号」の次に「及び第2号」を加え、「及び第18条第22項第1号」を「並びに第18条第24項第1号及び第2号」に、「仮使用の承認（）」を「認定（）」に、「承認（）」を「認定（）」に改める。

第28条第2項中「承認」を「認定」に改める。

第30条第1項中「第6号」を「第8号」に改める。

様式第22号中「仮使用承認年月日」を「仮使用認定年月日」に、「承認番号」を「認定番号」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成27年6月1日から施行する。ただし、第30条第1項の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の富山県建築基準法施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

(建築住宅課)

~~~~~  
**告 示**  
 ~~~~~

富山県告示第273号

指定希少野生動植物の指定について

富山県希少野生動植物保護条例（平成26年富山県条例第47号）第8条第1項の規定により次のとおり指定希少野生動植物を指定するので、同条第6項の規定により公示する。

平成27年5月29日

富山県知事 石 井 隆 一

| 種の名 称 | 指 定 の 理 由 |
|-------------|---|
| ホクリクサンショウウオ | 水田や湿地と接する丘陵地に生息するが、生息環境が悪化している。 観賞や商用目的の捕獲圧が高く絶滅も危惧されており、特に保護を図る必要があるため。 |
| ハクバサンショウウオ | 山地で、流水を有する湿地と接する樹林に生息するが、生息地が著しく減少している。 |

| | |
|--------|--|
| | 観賞や商用目的の捕獲圧が高く絶滅も危惧されており、特に保護を図る必要があるため。 |
| サギソウ | 丘陵地の日当たりのよい湿地に生育するが、生育地及び個体数が著しく減少している。 観賞目的の採取・盗掘のおそれがあり絶滅も危惧されており、特に保護を図る必要があるため。 |
| フクジュソウ | 落葉樹林の明るい林床や開放地に生育するが、生育地が著しく減少している。 観賞目的の採取・盗掘のおそれがあり絶滅も危惧されており、特に保護を図る必要があるため。 |

(自然保護課)

富山県告示第274号

鳥獣の保護に支障がないと認められる行為の指定についての一部改正
について

鳥獣の保護に支障がないと認められる行為の指定について（平成15年富山県告示
第 542号）の一部を次のように改正する。

平成27年 5 月 29 日

富山県知事 石 井 隆 一

制定文中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理
並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。

第 4 項各号列記以外の部分中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行令」
を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行令」に改める。

(自然保護課)

富山県告示第275号

土地改良区の定款変更の認可についての廃止について

土地改良区の定款変更の認可について（平成27年富山県告示第 242号）は、廃止

する。

平成27年 5 月29日

富山県知事 石 井 隆 一

(文書総務課)

富山県告示第276号

道路の区域変更について

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定に基づき道路の区域を次のとおり変更したので、同項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において 5 月29日から 1 箇月間一般の縦覧に供する。

平成27年 5 月29日

富山県知事 石 井 隆 一

| 道路の種類 及び路線名 | 区 間 | 変 更 前後別 | 記号 | 敷地の幅員 メートル | 延 長 メートル | 縦覧場所 |
|----------------|-------------------------|------------|----|------------------|-------------|--------------|
| 県道 高岡庄川線 | 砺波市庄川町金屋字清水 2038番4から | 変更前 | | 最大 6.0 最小 5.8 | 9.7 | 砺波土木 センター |
| | 砺波市庄川町金屋字清水 2038番4まで | 変更後 | | 最大 7.8 最小 5.8 | 6.4 | |

~~~~~

**公 告**

~~~~~

公共測量の終了

測量法（昭和24年法律第 188号）第39条において準用する同法第14条第 2 項の規定により、富山市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第 3 項の規定により公示する。

平成27年 5 月29日

富山県知事 石 井 隆 一

1 作業種類

公共測量（街区基準点復旧業務）

2 作業期間

平成27年3月20日から平成27年5月1日まで

3 作業地域

富山市長江新町一丁目地内

基本測量の実施

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成27年5月29日

富山県知事 石 井 隆 一

1 作業種類

基本測量（基本重力測量）

2 作業期間

平成27年6月15日から平成28年2月28日まで

3 作業地域

富山市

一の敷地とみなすこと等による制限の緩和の認定について

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条第1項の規定により、各建築物の位置及び構造が安全上、防火上及び衛生上支障がないことについて認定したので、同条第8項の規定により次のとおり公告する。

平成27年5月29日

富山県知事 石 井 隆 一

| 対象区域 | 対象区域等の縦覧場所 |
|-------------------|-------------|
| 中新川郡上市町法音寺51番外39筆 | 富山県富山土木センター |

土地改良区の役員の退任

滑川東部土地改良区の役員であった次の者が平成27年5月4日退任した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第17項の規定により公告する。

平成27年 5 月 29 日

富山県知事 石 井 隆 一

職 名 氏 名 住 所

理 事 谷 秀 夫 滑川市改養寺96番地

土地改良区の役員の退任

常願寺川沿岸用土地改良区連合の役員であった次の者が平成27年4月25日退任した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第17項の規定により公告する。

平成27年 5 月 29 日

富山県知事 石 井 隆 一

職 名 氏 名 住 所

理 事 林 外 宣 富山市田畑 406番地

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準

用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成27年5月29日

富山県知事 石 井 隆 一

1 店舗の名称及び所在地

大阪屋ショッピング城川原店 富山市城川原三丁目253番 ほか14筆

2 店舗を設置する者 有限会社アイエヌエル

3 変更事項

(1) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前) 4箇所 東側ほか (変更後) 3箇所 東側ほか

4 変更の日 平成27年5月13日

5 変更の理由

道路管理者との協議の上、東側出入口を2箇所から1箇所にすることにより、周辺交通への影響が少なくなると判断したため。

6 届出の日 平成27年5月12日

7 縦覧場所 富山県商工労働部商業まちづくり課

8 縦覧期間 平成27年5月29日から平成27年9月29日まで

9 その他

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、法第8条第2項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部商業まちづくり課に提出することができる。

(1)氏名及び住所（法人等にあつては、所在地、名称及び代表者氏名） (2)(1)の事項の公表の可否 (3)当該店舗の名称及び所在地 (4)意見及びその理由

公文書の開示の実施状況

富山県情報公開条例（平成13年富山県条例第38号）第38条の規定により、平成26

年度における公文書の開示の実施状況を次のとおり公表する。

平成27年 5 月 29 日

富山県知事 石 井 隆 一

1 公文書の開示請求、決定等の状況

| 開示請求の件数 | 左の決定等の件数 | | | | | ※その他 |
|---------|----------|--------|--------|--------|--------|------|
| | 開示 | 部分開示 | 非開示 | 不存在 | 存否応答拒否 | |
| 3,923件 | 1,044件 | 1,664件 | 1,204件 | 1,195件 | 5件 | 11件 |

備考 ※印の欄の内訳 取下げ 11件

2 公文書の開示請求の実施機関（部局別）内訳

| 実施機関 | | 件数 | 実施機関 | 件数 |
|------|-----------------|---------------|-------------------|--------|
| 知事 | 知 事 政 策 局 | 42件 | 議 会 | 112件 |
| | 観 光 ・ 地 域 振 興 局 | 2件 | 教 育 委 員 会 | 1,170件 |
| | 経 営 管 理 部 | 173件 | 選 挙 管 理 委 員 会 | 60件 |
| | 生 活 環 境 文 化 部 | 65件 | 人 事 委 員 会 | 0件 |
| | 厚 生 部 | 1,765件 | 監 査 委 員 | 0件 |
| | 商 工 労 働 部 | 3件 | 公 安 委 員 会 | 3件 |
| | 農 林 水 産 部 | 306件 | 警 察 本 部 長 | 68件 |
| | 土 木 部 | 130件 | 労 働 委 員 会 | 0件 |
| | 出 納 局 | 19件 | 収 用 委 員 会 | 2件 |
| | 小 計 | 2,505件 | 海 区 漁 業 調 整 委 員 会 | 0件 |
| | | 内水面漁場管理委員会 | 0件 | |
| | | 公 営 企 業 管 理 者 | 3件 | |
| | | 合 計 | 3,923件 | |

3 不服申立ての状況

(1) 不服申立ての件数 3件

(2) 不服申立ての処理件数 4件（棄却3件、一部認容1件）

保有個人情報の開示、訂正、利用停止等の実施状況

富山県個人情報保護条例（平成15年富山県条例第1号）第59条の規定により、平成26年度における保有個人情報の開示、訂正、利用停止等の実施状況を次のとおり公表する。

平成27年5月29日

富山県知事 石 井 隆 一

1 保有個人情報の開示請求、決定等の状況

(単位：件)

| 区分 実施機関 | | 書面による保有個人情報の開示請求 | | | | | | | 口頭による 保有個人情 報の開示の 請求 請求件数 |
|------------|----------|------------------|--------|----------|-----|-----|------------|-------|---------------------------------------|
| | | 請求 件数 | 決定等の状況 | | | | | | |
| | | | 開示 | 部分 開示 | 非開示 | 不存在 | 存否応 答拒否 | その他 | |
| 知事 | 知事政策局 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 |
| | 観光・地域振興局 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 経営管理部 | 3 | 1 | 1 | 1 | 1 | 0 | 0 | 120 |
| | 生活環境文化部 | 7 | 3 | 0 | 4 | 4 | 0 | 0 | 6 |
| | 厚生部 | 9 | 8 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 87 |
| | 商工労働部 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 108 |
| | 農林水産部 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| | 土木部 | 8 | 0 | 5 | 3 | 3 | 0 | 0 | 0 |
| | 出納局 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 小計 | 28 | 12 | 7 | 8 | 8 | 0 | 1 | 322 |
| 議 会 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 教育委員会 | 34 | 19 | 6 | 9 | 9 | 0 | 0 | 4,599 | |
| 選挙管理委員会 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 人事委員会 | 5 | 4 | 0 | 1 | 1 | 0 | 0 | 141 | |
| 監査委員 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 公安委員会 | 7 | 0 | 5 | 1 | 1 | 0 | 1 | 0 | |
| 警察本部長 | 49 | 1 | 40 | 6 | 6 | 0 | 2 | 0 | |

| | | | | | | | | |
|---------------|-----|----|----|----|----|---|---|-------|
| 労 働 委 員 会 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 収 用 委 員 会 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 海区漁業調整委員会 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 内水面漁場管理委員会 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 公 営 企 業 管 理 者 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 合 計 | 124 | 37 | 58 | 25 | 25 | 0 | 4 | 5,062 |

2 保有個人情報の訂正請求、決定等の状況

該当なし

3 保有個人情報の利用停止請求、決定等の状況

該当なし

4 不服申立ての状況

(1) 不服申立ての件数 3 件

(2) 不服申立ての処理件数 1 件（一部認容 1 件）